

2017年5月2日
東京MOU事務局

2017年年次報告書の公表

～域内PSC検査、欠陥率、航行停止処分率ともに昨年に続いて過去最低を更新～

東京MOU事務局では、1年間の東京MOUの活動状況や加盟当局のポート・ステート・コントロール（PSC）の実施結果等を取りまとめた年次報告書を毎年公表していますが、今般、23回目の年次報告となる2017年の年次報告書（Annual Report 2017）を取りまとめ、本日、英文ウェブサイト（<http://www.tokyo-mou.org>）に掲載、公表しました。

2017年年次報告書の主な内容は下記のとおりです。

記

1. 2017年の活動状況

(1) 第3回パリMOU・東京MOU合同閣僚会議の開催

2017年5月3・4日にカナダ・バンクーバーにおいて3回目となるパリMOU・東京MOU合同閣僚会議が開催され、両MOUの加盟国37か国の代表、東京MOUの準加盟国（パナマ）及びオブザーバー当局（2の国・地域）の代表、IMO、ILO等の政府機関の代表、ICS、IACS等の非政府機関の代表が出席の下、開催されました（日本代表団代表は、大野泰正国土交通大臣政務官）。会議では、サブスタンダード船の排除という共通の目的を再確認するとともに、第2回合



（2004年）以後の両MOUの取組みの成果について振り返った上で、今後さらに両MOUが取り組むべき行動指針等を纏めた閣僚宣言を採択しました。今後、東京MOUでは、パリMOUと協調しながら、閣僚宣言に盛り込まれた行動指針の実現に向け、取り組んでいくこととしています。

(2) 集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign(CIC)）

2017年は**航行の安全（SOLAS条約第V章関係）に関するCIC**をパリMOUと合同で実施し、期間中6,320件のCIC検査を実施しましたが、CICに関する航行停止処分率は、実施期間中の全体平均（2.75%）を大幅に下回る0.54%となる（数値は何れも速報値）など、総じて条約等の規定がよく順守されている状況が確認されました。2018年には、**MARPOL条約附属書VI（大気汚染防止関係）に関するCIC**をパリMOUと合同で実施する予定です。

(3) 劣悪船（Under-performing ships）の減少

東京MOUでは、劣悪な船舶を域内から排除するため、過去1年間に3回以上航

行停止処分を受けた船舶を劣悪船（Under-performing ships）として毎月公表し、域内各港に入港する毎にP S C検査を行う措置を2011年から講じています。この措置により、劣悪船の数は年々減少し、2017年に劣悪船処分を受けた隻数は24隻と本制度を開始した2011年（91隻）と比較して、**劣悪船の隻数が70%強減少**しており、本制度の導入の効果によるものと評価できます。

（3）第28回P S C委員会の開催

原則として年1回開催し東京MOUの重要事項を決定するP S C委員会がロシア（ウラジオストック）にて9月に開催されました。同委員会の主要な決定事項等は次のとおりです。

- ① カリブ海MOUへのオブザーバー資格付与を承認
- ② 新検査方式（N I R : New Inspection Regime）において個々の船舶の検査頻度を決定するための指標となる船舶リスク指標の算定において、コンテナ船、過去3年間に検査実績のない会社をI S M会社としている船舶にそれぞれ2点を加点する改正を採択（2018年2月1日より実施）
- ③ 加盟国当局のパフォーマンス向上を支援するためのピア・サポート・レビュー制度を正式に導入することを決定
- ④ 第3回パリMOU・東京MOU合同閣僚会議開催結果の報告
- ⑤ MARPOL条約附属書IVに関するP S C検査ガイドラインをはじめとするP S C検査ガイドラインの採択及び改正の承認



（4）研修事業の実施

日本財団の御支援を得て、研修5か年計画（2016—2020年）に従って、一般研修、専門家派遣研修、P S C検査官交流研修、セミナー、及び専門研修を実施しました。2017年に実施した主な研修事業は次のとおりです。

- ・一般研修（8～9月、於：日本、参加者17名（うち6名はIMO費用負担による他地域MOUからの参加者））
- ・専門家派遣研修（フィリピン、ベトナム等5か国へ専門家派遣を実施）
- ・P S C検査官交流研修（日本からニュージーランドへ外国船舶監督官を派遣するなど10件の交流を実施）
- ・セミナー（7月、於：中国、参加者37名（うち、4名はIMO費用負担による太平洋島嶼国からの参加者））
- ・専門研修（11月、於：韓国、テーマ：バラスト水管理条約、参加者30名）

2. 2017年のP S C検査実施結果概況

（1）概況

2017年（1—12月）の域内の検査件数は、31,315件で前年（31,678件）と比べ微減。**検査1件当たりの欠陥指摘数は2.43件**（前年2.56件）、**航行停止処分率は3.00%**（同3.44%）といずれも前年に引き続き**過去最低を記録**しました。東京MOUにより域内で協力してP S C検査を実施することにより一定の効果が上がっている結果と評価できます。この一方で、航行停止処分を受けた船舶1隻当たりの航行停止要因欠陥の数は過去3年間増加傾向（2015年：2.40、2016年：2.58、2017年：2.76）にあり、**航行停止処分を受けた船の劣悪化が進んでいる**ことが見受けられます。

(2) 検査率

検査率（検査隻数／入港隻数）は、前年とほぼ同様の70%でした。

(3) 欠陥指摘数

指摘された欠陥総数は76,108件（前年81,271件）と6.3%減少。指摘された欠陥を範疇ごとに見ると、昨年同様、**火災安全措置関係が最も多く、次いで航行安全関係**でした（**図1**参照）。

なお、2017年9月8日に発効した**バラスト水管理条約**については、同日付けで東京MOUのPSC対象条約に追加されましたが、発効後2017年12月末までの約4カ月間に同条約関連で261件の欠陥が報告されています。



2017年域内PSC検査における欠陥事例

（左：漏水した貨物艙、右：腐食し漏水する消火主管）

(4) 航行停止処分件数

航行停止処分件数は、1,090件（前年1,153件）であり、前年同様、航行停止処分に至った欠陥のうち、**救命艇に関する欠陥が最も多数**を占め、**船舶・設備の保守（ISM関連）に関する欠陥、防火扉、防火区画に関する欠陥**がこれに次いでいます（**図2**参照）。

(5) 旗国格付け

旗国ごとの登録船舶の航行停止処分率の平均値（過去3年間）を元に旗国のパフォーマンスを統計的処理により算出しその結果に応じ、**Black/Gray/White**に分類した表を毎年の年次報告に掲載していますが、ブラックリストに掲載された国は11か国（前年は10か国）となり、**ワースト1位はフィジー**となり、**タンザニア、モンゴル**がこれに次いでいます。なお、継続的にブラックリストに入っているカンボジアは、2016年半ばに便宜置籍船の登録を停止しましたが、この影響で、2017年東京MOUでの同国籍船の検査件数はわずか2件に減少しています。

(6) ROパフォーマンス

RO（認定検査機関）に対する評価では、“very low”及び“low”に該当するものは前年同様なく、“medium”及び“high”がそれぞれ11（前年9）及び21（同23）でした。

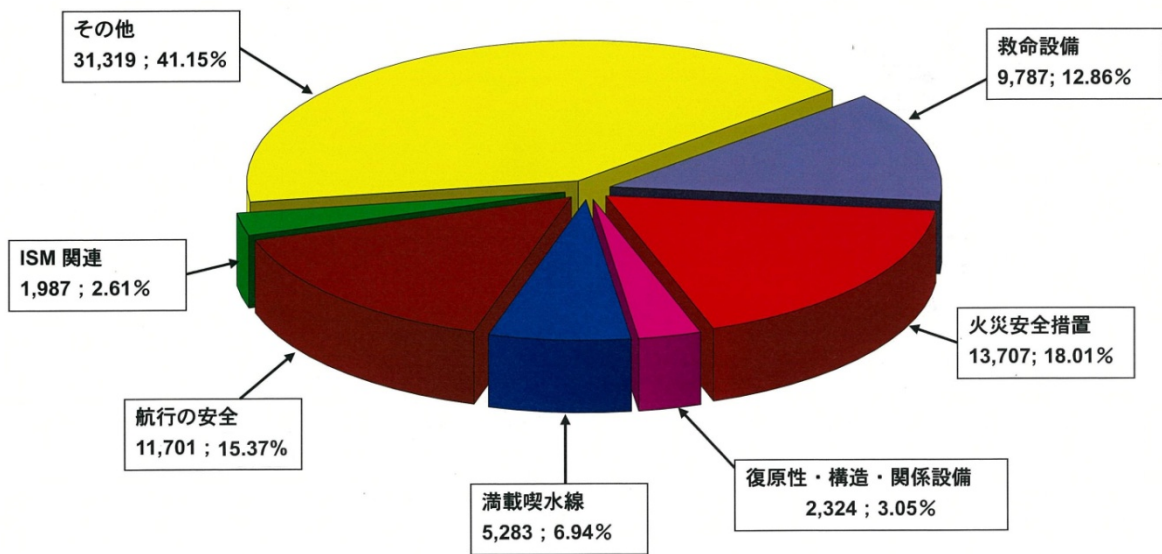


図1 2017年PSC検査で指摘した欠陥の種類別構成

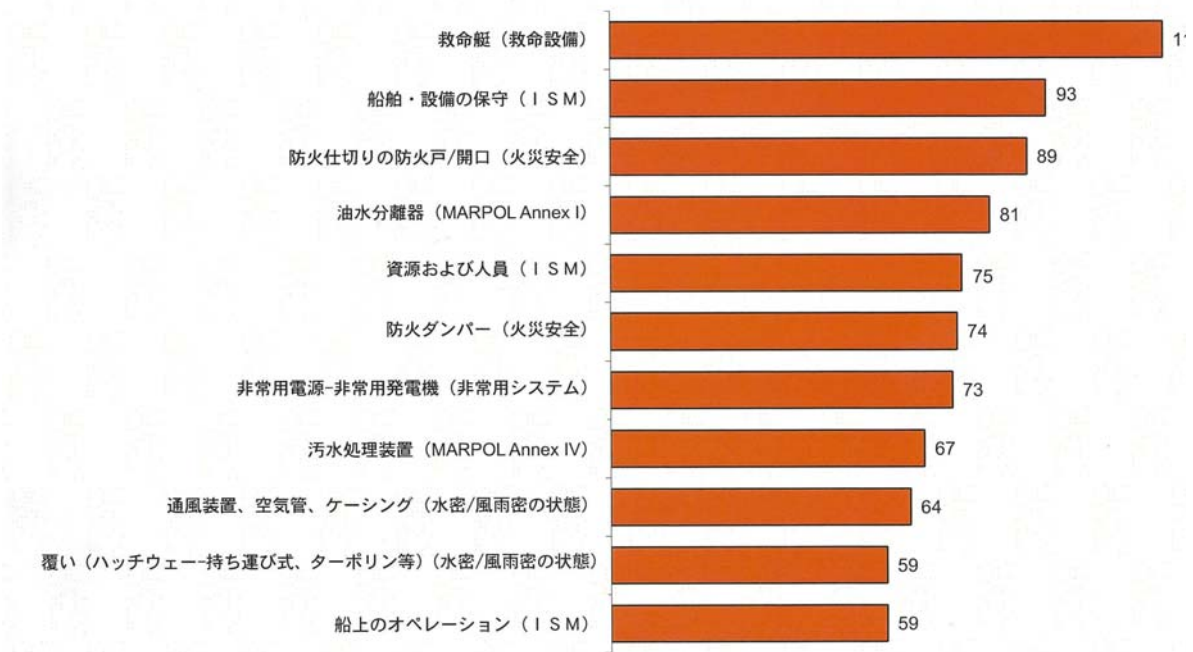


図2 2017年PSC検査で指摘した拘留要因となった欠陥の種類別件数

以上

お問合せ先
 (公財) 東京エムオウユウ事務局
 03-3433-0621
 担当：久保田・秋元

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定 (Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region) の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2018年4月現在、以下の20の当局がメンバーとなっている。また、パナマが準メンバーとなっているほか、6の当局及び8のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター (APCIS) はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港 (中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ヴィエトナム

オブザーバー：北朝鮮、マカオ (中国)、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリ MOU、インド洋 MOU、黒海 MOU、Viña del Mar Agreement、リヤド MOU、カリブ海 MOU

ポート・ステート・コントロール (P S C)：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住条件に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分 (detention) を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。

東京MOUが実施している研修訓練事業

日本財団の御支援を得て以下の事業を実施。

一般研修：初任や暫く業務から離れていたP S C検査官を対象にした全般的な研修で、日本政府 (国土交通省海事局) の全面的なご協力により、毎年日本で実施している。座学 (2週間) と訪船実習 (2週間) で構成され、P S Cの基礎を習得させることを目的としている。域内途上国を中心に毎年十数が参加するほか、I M Oの資金援助により他のP S C組織 (パリMOUを除く。) からも参加している。

専門家派遣研修：経験豊富なP S C検査官を加盟当局に派遣し、現地で座学・訪船実習等の研修を実施する事業。

P S C検査官交流研修：P S C検査官を他の加盟当局の検査に実際に参加させ、自国の実施方法等との相違等について意見交換をさせることにより、P S C検査方法の統一を図ることを目的とした研修。2017年には日本からニュージーランドへ外国船舶監督官を派遣するなど4件の交流研修を実施した。

セミナー：新たに導入された条約等の要件や集中検査キャンペーンのテーマ等最新のP S Cに関する知識を習得させるための研修で年1回実施している。

専門研修：特定のテーマについて専門知識を習得させるための研修で2年に1回実施している。